$I'_{令3}$ ＝0.00365 $I'_{令4}$ ＝0.00603	$I'_{令3}$ ＝0.00365
$H2_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 $H2'_n$ に係るものを除く。ただし、令和 3 年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。）	$H2_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 $H2'_n$ に係るものを除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$I2_{21}$ ＝0.02555 $I2_{22}$ ＝0.02758 $I2_{23}$ ＝0.02465 $I2_{24}$ ＝0.02725 ［略］ $I2_{29}$ ＝0.0233 $I2_{30}$ ＝0.01150 $I2_{令元}$ ＝0.01083 ［略］	$I2_{21}$ ＝0.02556 $I2_{22}$ ＝0.02759 $I2_{23}$ ＝0.02467 $I2_{24}$ ＝0.027 ［同左］ $I2_{29}$ ＝0.0122 $I2_{30}$ ＝0.01152 $I2_{令元}$ ＝0.00119 ［同左］
$I2_{令3}$ ＝0.00547 $I2_{令4}$ ＝0.00704	$I2_{令3}$ ＝0.00574
［略］ $I2'_{29}$ ＝0.0140 $I2'_{30}$ ＝0.00690 $I2'_{令元}$ ＝0.00650 $I2'_{令2}$ ＝0.00115 $I2'_{令3}$ ＝0.00547 ［略］	［同左］ $I2'_{29}$ ＝0.0073 $I2'_{30}$ ＝0.00691 $I2'_{令元}$ ＝0.00071 $I2'_{令2}$ ＝0.00115 $I2'_{令3}$ ＝0.00574 ［同左］
$K_{令3}$ ＝0.05622 $K_{令4}$ ＝0.00214	$K_{令3}$ ＝0.00126
［略］	［同左］
$M_{令3}$ ＝0.06746 $M_{令4}$ ＝0.00256	$M_{令3}$ ＝0.00151
N_n　災害拠点病院の機械器具整備事業に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 N'_n に係るものを除く。ただし、令和 3 年度以前に発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、当該額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨	N_n　災害拠点病院の機械器具整備事業に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 N'_n に係るものを除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）